

平成18年3月7日

全国重症心身障害児（者）を守る会
各支部長 様
各運動推進委員 様
各常任理事会委員 様

全国重症心身障害児（者）を守る会
会長 北浦 雅子

「障害者自立支援法」に関する情報提供について

平成18年3月1日、厚生労働省で「障害保健福祉主管課長会議」が開催され、平成18年度の単価が示されました。

課長会議において配付された資料のうち、会員の皆様に関連が深いと思われる資料を別添のとおりお送りします。

なお、お送りした資料は当会のホームページに掲載する予定です。これ以外の資料をご覧になりたい場合は、厚生労働省のホームページに掲載されていますのでご覧下さい。

おって、障害者自立支援法について「情報が届かない」という会員の声が本部に寄せられことが最近多くなっておりますので、各ブロック長・各支部長におかれましては、特段のご配慮をお願いします。

記

資料1 「障害者自立支援法による基準・報酬について」

障害者自立支援法に基づく基準・報酬の考え方が、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援（サービス利用計画作成費）に区分されて記載されています。

資料2 「新体系報酬単価（案）」

18年10月からの報酬（案）が、訪問系サービス、日中活動系・居住系サービスに区分されて記載されています。

資料3 「旧体系等の基準・報酬について（案）」

- 1 現行の支援費制度等（障害児を除く）に係る18年4月～9月までの報酬（案）が記載されています
- 2 障害児に係る、現行の措置費制度に係る18年4月～9月までの単価設定の考え方、及び18年10月～19年3月までの給付費単価が記載されています。
- 3 措置費及び給付費以外の補助事業の単価比較表を、最終頁に参考までに添付してあります。（重症児通園事業A、B型単価等）

資料4 「障害児の支給決定について」

障害児の支給決定についての基本的な考え方と、18年10月以降の在宅福祉サービスに係る障害の種類や程度の把握のための調査の考え方が記載されています。